

別表 指定申請等(排水)に係る提出書類早見表(下水道法に基づく届出の区分)

提出書類 届出内容	指定申請書	異動・廃止届	責任技術者登録(更新)申請書	責任技術者内容変更届	～責任日本技术下水者登録会事項北海道地方支部	明住民票・在留力ードまたは特別永住者証	商業登記簿(全部事項証明書)(注4)	定款の写し(注2)	資格認定書の写し(注4)	設備機材調査	～市役所(町)道民税納税証明書(注3)	～市役所(町)民税納税証明書(注3)	～法人役所(町)民税納税証明書(注3)	～法人道民渡税島總合振興局(注3)	～法人海事業渡税島總合振興局(注3)	指定書の返納	責任技術者証(返納または確認)	写真(縦4.0cm・横3.0cm)	責任技術者証紛失届
指定申請(法人・新規)	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
指定申請(個人・新規)	○				○	○			○	○	○	○	○						
指定申請(法人・更新)	○						○	○	○	○	○		○	○	○	○			
指定申請(個人・更新)	○					○			○	○	○	○	○			○			
責任技術者(変更)		○	△(注1)	○					○	○									
責任技術者(追加)		○	△(注1)	○					○	○									
責任技術者の内容変更(住所・氏名・勤務先)			○	○					○							○			
責任技術者(新規登録)			○							○							○		
責任技術者(更新・再登録)			○						○							○	○		
個人から法人化	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
名称(法人)	○		○	○		○	○									○			
名称(個人)	○		○	○	○											○			
法人の代表者	○						○	○								○			
個人の代表者	○					○										○			
住所(法人)	○		○	○		○	○	○	○							○			
住所(個人)	○		○	○	○	○	○									○			
事業所の名称・所在地	○		○	○		○	○	○	○							○			
廃止	○		○	○	○	○										○			
責任技術者証の紛失																○	○		

(注1) △については、責任技術者が新たに選任される場合は必要。

(注2) 定款には、原本証明の記載と押印をお願いします。

(注3) 本社が北海道内にある場合は不要

本社が北海道外にあり、北海道内に支店(営業所)がある場合は、支店(営業所)の所在地の納税証明書が必要です。

(本社で一括納税している場合は、その納税証明書と所在地を確認できる証明書(賃貸契約書等)が必要です)

(注4) 住民票等、商業登記簿(全部事項証明書)は、3ヶ月以内に窓口で発行されたものを提出してください。